

改正

令和3年3月31日告示第76号

令和4年3月30日告示第43号

令和4年7月29日告示第158号

令和5年3月31日告示第62号

令和6年3月29日告示第42号

袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、耐震性の高い市街地を形成するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年住安第2号静岡県都市住宅部長通知）に基づき木造住宅耐震改修助成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震改修助成事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅の耐震補強計画を策定し、及び耐震補強工事を実施する事業のうち、袋井市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱（平成17年袋井市告示第22号）に基づく補助金の交付を受けていないものをいう。
- (2) 木造住宅 木造軸組工法で建築され、居住のため継続して利用する建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (3) 耐震補強計画 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と判定された木造住宅を耐震評点が1.0以上の木造住宅とするための補強計画（耐震評点が0.3以上向上する補強計画に限る。）で、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が次のいずれかの方法により算定した補強計画をいう。

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）

イ 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」

ウ 新工法を採用する等ア及びイの方法による算定が困難な場合は、ア及びイと同等以上の効果が認められるもの

(4) 耐震補強工事 耐震補強計画に基づく工事をいう。

(5) 高齢者等が居住する住宅 次のいずれかに該当する住宅（借家を除く。）をいう。

ア 65歳以上の者のみが居住する住宅

イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する住宅

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住する住宅

エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅

オ アからエまでと同等の住宅と市長が認めるもの

（補助の対象及び補助金の額）

第3条 補助の対象は、対象建築物の所有者（市税の滞納をしていない者に限る。）が行う木造住宅耐震改修助成事業に要する経費（耐震補強計画、設計及び耐震補強工事に要する費用に限る。）とする。

2 補助金の額は、木造住宅耐震改修助成事業に要する経費の合計額と100万円（高齢者等が居住する住宅にあつては、120万円）とを比較して、いずれか少ない額（袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成17年袋井市告示第21号）に基づく補助金の交付を受けた金額を除く。）とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請及び決定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書の写し

(3) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し

(4) 付近見取図

(5) 耐震診断結果報告書

(6) 耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図

(7) 既存木造住宅にあつては、建築年次を証明する書類

(8) 当該建築物の所有者を証明する書類

(9) 居住者による申請の場合にあつては、所有者の承諾書

(10) 補助額の上乗せを申請する場合にあっては、家族構成報告書（様式第3号）及びア又はイのいずれかの書類

ア 65歳以上の者であることが確認できるいずれかの書類の写し

(ア) 健康保険証

(イ) 年金受給者証

(ウ) 運転免許証

(エ) 住所、氏名、生年月日及び年齢が確認できる官公署が交付した書類等

イ 障害者等であることが確認できるいずれかの書類の写し

(ア) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(イ) 障害等の程度が確認できる官公署が交付した書類等

(ウ) 介護保険被保険者証

(11) 申請建物の外部2方向及び内部2箇所程度の写真

(12) 袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた場合は、その補助金の額が確認できる書類及び耐震補強計画結果報告書の写し

(13) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（設計の確認）

第5条 前条第2項の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、耐震補強計画の策定が完了したときは、耐震補強計画確認依頼書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補強計画の設計確認を受けなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書の写し

(2) 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書の写し

(3) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し

(4) 耐震補強計画結果報告書の写し

(5) 耐震補強計画平面図

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は前項の設計確認を行った後に、申請者へ設計内容確認結果通知書（様式第6号）を通知する。

3 交付決定者は、前項の設計内容確認結果通知書を受けたときは、耐震補強工事を実施することができる。

4 袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたもので、耐震補強計画の変更を行わない場合は、前3項に定める手続を経たものとみなす。

(計画の変更等)

第6条 交付決定者は、補助申請額に変更がある場合は補助事業を遂行する前までに、施工箇所及び施工方法に変更(耐震補強計画の変更を含む。)がある場合は速やかに、木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査し適当と認めたときは、木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(計画の遅滞等)

第7条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに木造住宅耐震改修助成事業計画遅滞等報告書(様式第9号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第10号)により交付決定者に指示するものとする。

(補助事業の廃止又は中止)

第8条 交付決定者が補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、木造住宅耐震改修助成事業計画廃止(中止)届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修助成事業完了実績報告書(様式第12号)を当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により完了実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

第12条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月31日告示第76号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第43号抄)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年7月29日告示第158号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第62号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第42号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。